

盛土規制法手続きに係る自己申告シート

【本シート利用の注意点】

- ・宮崎県における盛土規制法の運用開始日は令和7年5月1日です。
- ・建築確認申請では、盛土規制法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項及び第35条第1項は建築基準法関係規定であることから、建築基準法施行規則1条の3で、当該法の規定が適用される建築物にあっては「当該法の規定に適合することを証する書面」を添付することが定められています。

【建築確認申請等への添付について】

- ・盛土規制法の許可、届出が必要な場合は、当該許可等の写しを添付してください。
- ・盛土規制法に係る確認申請前のチェックフローに基づき、必要な場合は、事前相談申出書を添付してください。
ただし、下記の規模（明らかに許可等が不要な場合）に該当する工事については、この自己申告シートを事前相談申出書に代えて確認申請に添付することも可能です。

設計者の責任において、許可対象となる宅地造成等の有無を確認し、作成してください。

※記載内容に疑義がある場合は、あらためて盛土対策課へ相談を行い、事前相談申出書の添付を求めることがあります。

作成日： 年 月 日

下記のとおり宅地造成等に関する工事について申告します。この書類の記載事項は、事実に相違ありません。

建築主 住所 氏名	
申請地 地名地番	
作成者 設計事務所名 氏名	

規制区域 ※該当する方に チェックしてください	<input type="checkbox"/> 宅地造成等工事規制区域 <input type="checkbox"/> 特定盛土等規制区域
-------------------------------	--

※規制区域の確認は、県庁HPの「宮崎県盛土等情報管理システム」の「盛土情報（閲覧用）」で確認できます。

<https://www.miyazaki.morido-manage-sys.jp/>

チェック項目	宅地造成の内容	チェック欄	
① 造成の有無	今回の計画にあたり盛土又は切土を一切行わない。 また、令和7年5月1日以降に盛土又は切土を行っていない。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
※①が「はい」の場合、②、③のチェックは不要です。このシートを建築確認申請に添付してください。			
② 盛土・切土の高さ	高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が高さ30cmを超えない。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
③ 造成面積	敷地の面積の合計が500m ² 以下である。 ※近接地も一体的に造成した場合は、その合計面積が500m ² 以下である。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

※②、③の両方が「はい」の場合、この自己申告シートを建築確認申請に添付してください。

※②、③のいずれかが「いいえ」の場合、盛土対策課へ事前相談申出書の提出をしてください。

事前相談について → <https://www.pref.miyazaki.lg.jp/morido-taisaku/shigoto/kokyojigyo/20241225152229.html>